

令和7年3月31日

指定自動車整備事業者（民間車検場）及び自動車特定整備事業者の取消処分

～ 不正車検による処分（2事業者） ～

福岡県内の指定自動車整備事業者及び自動車特定整備事業者に対して、下記のとおり道路運送車両法の違反が確認されたため、事業の取消等の行政処分を行いました。

記

1. 取消年月日

令和7年4月2日（水）

2. 事業者の名称

村本モータース株式会社（福岡県糟屋郡）

3. 事業場の名称及び所在地

村本モータース株式会社（福岡県糟屋郡）

4. 行政処分の種類

（1）自動車特定整備事業（※1）の認証の取消

（2）指定自動車整備事業（※2）の指定の取消

（3）自動車検査員（※3）の解任命令（1名）

5. 違反条項

（認証）

- ・道路運送車両法第91条第1項違反（特定整備記録簿の虚偽記載）
- ・道路運送車両法第91条の3（道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号）違反（整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備）
- ・道路運送車両法第94条の5違反（ペーパー車検での車検手続き）（指定）
- ・道路運送車両法第94条の3第1項違反（法令の規定を遵守する体制でない）
- ・道路運送車両法第94条の5第1項違反（点検整備及び検査を全て実施せず適合証を交付した（いわゆるペーパー車検））
- ・道路運送車両法第94条の6第1項違反（指定整備記録簿の虚偽記載）

6. 違反の概要

11台の車両について、点検整備及び検査を全て実施せずに、保安基準適合証を交付した（いわゆるペーパー車検）。その他、法令違反が確認された。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：龍野、取違

電話：092-472-2537



1. 取消年月日
令和7年4月2日（水）
2. 事業者の名称
株式会社北山自動車
3. 事業場の名称及び所在地
株式会社北山自動車（福岡県糟屋郡）
4. 行政処分の種類
(1) 自動車特定整備事業（※1）の認証の取消
5. 違反条項
(認証)
 - ・道路運送車両法第91条の3（道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第9号）違反（違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助）
6. 違反の概要
5台の車両について、ペーパー車検の依頼をした。

【用語説明】

※1「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取り外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

※2「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。

※3「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。